

## 【特例措置（採用中断）に係る注意事項/ NOTES】

### 【1】対象者：

- ・再入国許可（みなし再入国許可を含む。）をもって出国した後、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否」により、再入国することができなくなった者。

### 【2】採用中断期間

- ・採用中断期間は、1ヶ月単位で承認します。
- ・採用中断期間は、原則として、最大4ヶ月とします。
- ・中断した月数分、採用期間終了日が繰り延べされます。

<例>

当初の採用期間：2020/3/1～2022/2/28（24ヶ月）

中断期間：2021/7/1～2021/9/30（3ヶ月）

中断後の採用期間：2020/3/1～2022/5/31（採用期間24ヶ月＋中断期間3ヶ月）

### 【3】採用中断中の研究専念義務、滞在費及びその他経費、海外旅行保険：

- ・採用中断中は、滞在費及びその他の経費は支給されません。また、海外旅行保険の対象とはなりません。
- ・採用中断中は、研究員としての身分は保有しますが、研究専念義務については免除されます。
- ・採用中断中のPCR検査代、空港から隔離場所との間を移動するための旅費、隔離措置期間中の宿泊費は、研究遂行に直接必要な経費として説明可能であり、受入研究機関の規程等に沿う場合には、制度上、科学研究費補助金又は調査研究費からの支出を妨げておりません。
- ・採用中断開始時点で過払いとなっている滞在費がある場合、採用再開まで適切に保管してください。過払い分は、採用再開後の滞在費の支給の際に調整を行います。

### 【4】採用中断の手続き：

- ・「採用中断願」を提出してください。

### 【5】採用再開の手続き

- ・日本に再入国できるようになり次第、速やかに再入国し、採用期間を再開してください。
- ・採用再開後、「採用再開届」及び日本へ再入国したことが分かるパスポートの写しを速やかに提出してください。確認後、滞在費支給の手続きを再開します。

### 【6】その他

- ・日本に再入国できるにも関わらず、再入国しない場合は、原則として、それ以降の期間を「その他一時出国の必要性が認められる場合」の一時出国として取り扱います（手引き IV-4-(1)②※2019,2020年度採用者、III-3.(1)②※2021年度採用者）。一時出国の期間に応じて滞在費の減額又はフェローシップ終了の措置が適用されます。
- ・日本国政府による新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る水際対策の追加的な防疫措置（14日間の公共交通機関不使用および自宅等待機など）を遵守してください。

担当：日本学術振興会人物交流課 外国人特別研究員係  
電話：03-3263-3810  
E-mail：gaitoku@jsps.go.jp（一般）  
postdoc-short@jsps.go.jp（欧米短期）  
graduate-r@jsps.go.jp（戦略的プログラム）